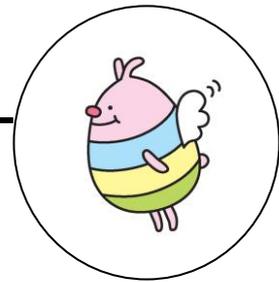


3. 地域福祉活動計画推進事業助成



地区社会福祉協議会が地域福祉活動計画の目標達成のために
行う事業に助成します。

(1) 助成対象団体

地区社会福祉協議会

(2) 事業例

健康教室や講演会等の交流活動・地域の見守り活動 など

(3) 助成条件

地域福祉活動計画の推進に寄与するものであること

◆一団体に所属する者のみを対象とする事業は助成対象外とします

(4) 助成の制限

① 助成対象経費項目 — 事業費全般

◆お酒代は除きます

② 助成額の上限 — 年度内 50,000円

◆年度内であれば、複数回にわけて申請することが可能です

◆年度を越えての繰り越しはできません

